

「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 活動計画の作成、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会の所管区域において、市民委員会等の住民組織または活動団体の長及びその団体に所属している者
- (2) 協議会の意見を踏まえた各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(委員及び役員任期)

第7条 委員及び役員任期は、就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員及び役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、

委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成30年2月23日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。